

資料3

平成28年度からの後期高齢者の保健事業について

1. 施策の方向性

厚生労働省告示（保健事業に関する新指針）に基づき、一層、構成市町村との連携を強化し、保健事業の充実に努める。

そのため、今年度から配置した専門嘱託員（保健師）を中心に、市町村の保健師等（後期、介護、健康増進の部署を問わず）との実質的な協議、意見交換を行うとともに、国保連合会と協力して、データの提供や技術的助言を行い、国庫補助等の活用により財源を支援する。

2. 主な保健事業

『健康長寿講演会事業』・・・本広域連合が講師を派遣します。

H26年度実績 17市町（21箇所）開催

『健康長寿福岡大会』・・・年1回、広域連合直営で開催します。

- ・健康長寿チャレンジャー継続者表彰、特別講演

『健康長寿チャレンジャー事業』

健康長寿ダイアリーを使って、毎日の“習慣健康法”の実践を呼びかけています。

☆H27年度から5年継続者の表彰を開始しました。市町村庁舎での伝達をお願いする場合があります。

【拡充】『健康診査事業』

- ・**新** 基本項目に血清クレアチニン検査等を追加します。
- ・引き続き、集団健診（特定健診）との同時受診をお願いします。
(事務費交付金単価 受付500円／人、受診券送付140円／1通)

【新規】『健康診査フォローアップ事業』・・・特にリスクの高い者に保健指導を実施。

《実施手順》

- ①広域連合は、毎月、健診結果より、該当者リストを当該市町村に送付。
- ②市町村は、特定保健指導（動機付け支援）の要領で保健指導を実施。
(受領した該当者リストから更に絞り込みをしていただいてかまいません)
- ③市町村は、実施結果をとりまとめ、広域連合へ報告。
- ④広域連合は、事務費交付金を交付。

*実施件数×特定保健指導の国庫負担金基準単価

【新規】『糖尿病性腎症重症化予防事業』・・・人工透析前導入段階の被保険者を抽出し、医療機関と連携して、栄養指導等を行い、導入を予防する。

《実施手順》

- ☆実施市町と広域連合が委託契約締結
- ①広域連合は、毎月、健診結果より、該当者リストを当該市町村に送付。
 - ②市町村は、厚労省の実施手順に添って保健指導を実施。
(受領した該当者リストから更に絞り込みをしていただいてかまいません)
 - ③市町村は、実施結果を広域連合に提出。
 - ④広域連合は、実施件数×委託単価で、委託料を支払い。

*後期高齢者医療円滑運営事業費補助金の基準単価にもとづく。

72,000円／人

【拡充】『訪問健康相談事業』（重複・頻回受診者訪問指導）

- ☆H27年度に引き続き、市町村での直接実施をお願いします。
☆訪問健康相談支援システム【後期版】H27年9月～

《実施手順》

- ☆実施市町と広域連合が委託契約締結
- ①市町村は、支援システムのより、訪問対象者リストを選定。
※重複投薬者も対象に加えることができます。
 - ②広域連合が、提出された対象者リストに合意。
 - ③市町村は、訪問を実施。（効果測定はシステムで自動計算されます）
 - ④広域連合は、実施件数×委託単価で、委託料を支払い。

*H27年度単価 9,820円／回 (4,000円／回 正規職員の場合)